

自動車管理(計画・変更計画書・報告)書

令和 6年 9月 10日

(宛先)
滋賀県知事

提出者
住所 草津市草津三丁目13番30号

氏名 草津市長 橋川渉

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例
第44条第3項において準用する同条例第25条第3項・
第46条第1項・第46条第2項において読み替えて準用
第45条第1項
第46条第2項において準用する同条例第45条第1項
第44条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項
する同条例第44条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項の規定に基づき、
自動車管理計画を策
自動車管理報告書を

定(変更) しましたので、提出します。
作成

1 事業者に関する事項

事業者の氏名 (法人にあっては、名称 および代表者の氏名)	草津市長 橋川渉		
事業者の住所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)	草津市草津三丁目13番30号		
県内事業所数	15	事業所	
県内自動車使用台数	126	台	
自動車の使用に伴う 温室効果ガス排出 量	113.7542377	t-CO ₂	

2 計画期間(および報告対象年度)

計画期間	開始年度	令和4	年度	終了年度	令和6	年度
報告対象年度	令和5 年度					

3 計画(内容・実施状況)

計画の (内容・実施状況)	別添のとおり
------------------	--------

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

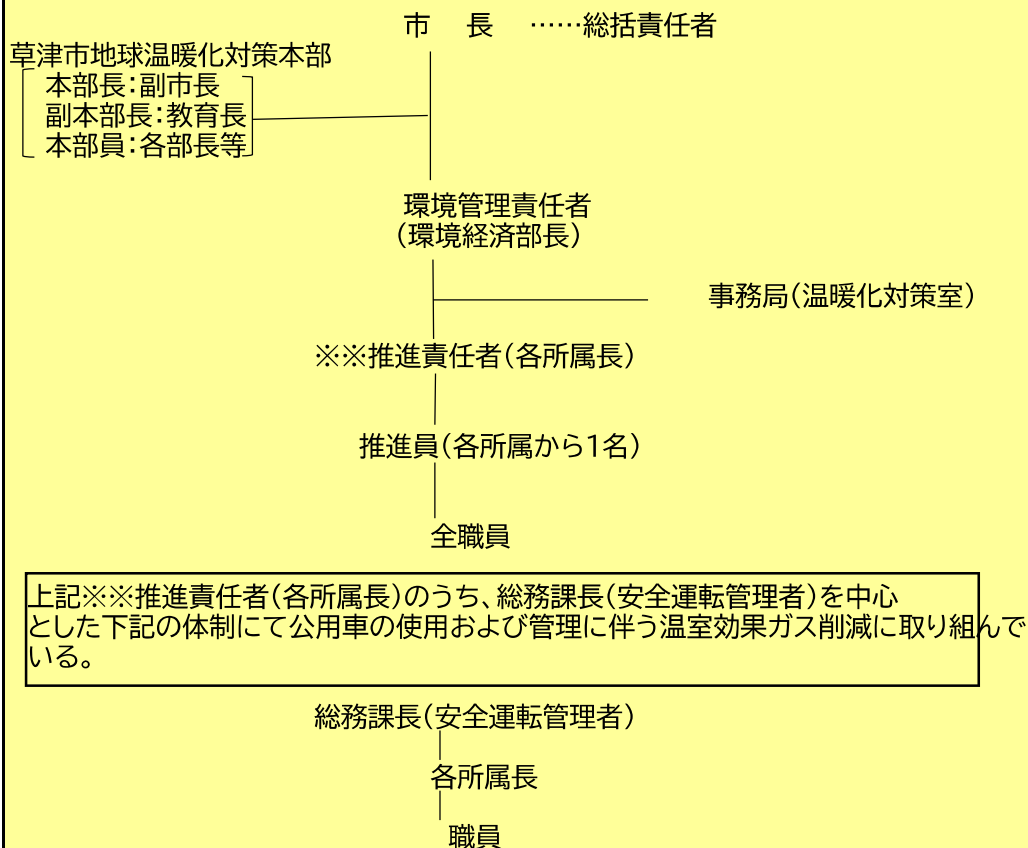
1 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針

草津市役所は、地球環境の保全の立場から自動車の排出ガスがもたらす大気汚染への負荷を低減するため、公用自動車を使用する際の行動規範を次のとおり定める。

- 1 業務活動において、自動車を使用することにより、環境に与える影響を軽減するための取組みを継続的に進める。
- 2 環境関連の法律、条例、関係業界の自主基準を遵守することはもとより、さらに環境保全についてより高いレベルでの自主的な取組みを創意をもって行う。
- 3 地球環境保全の立場から次の項目について、全体的に取り組むこととする。
 - (1)自動車利用削減
 - (2)電気自動車の導入
 - (3)急発進、急停止、急加速の防止の励行
- 4 この方針は、全職員に周知するとともに定期的な見直しを行うものとする。

2 取組の推進体制

草津市役所環境行動マネジメントシステム(KEMS)推進体制の中で公用車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制等について取組みを行っている。



備考 組織図を記載し、役割分担および責任者の役職を記入してください。

(第2面)

3 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組の内容

項目	取組の内容	目標達成確認指標			実施結果
			現状	目標	
自動車使用の合理化	出張時における公共交通機関の利用促進の継続および複数人で同じ場所へ向かう際は原則相乗り	職員への徹底	徹底	徹底	職員への周知を行った。
より温室効果ガス排出量が少ない自動車の導入	公用車の入れ替え時に計画的に電気自動車の導入	導入台数	12台	リース契約の更新の際などに随時更新	1台導入
	ハイブリッド車の導入	導入台数	9台	リース契約の更新の際などに随時更新	1台導入
次世代自動車等の保有比率を高める取組	ガソリン車のリース契約の更新時に電気自動車・ハイブリッド車を導入	2030年度の保有率	17%	リース契約の更新の際などに随時更新	導入なし
従業員に対する自動車使用に伴う温室効果ガス排出削減に関する教育	・運転時のエコドライブの推進	職員への周知	徹底	徹底	職員への周知を行った。
その他の取組	・原動機付自転車および自転車の積極的な活用	職員への周知	実施	徹底	職員への周知を行った。
	・職員のノーマイカー運動の実施。	職員への呼びかけ	実施	徹底	

備考 現状や目標については、必要に応じて、文章による記載でも構いません。